

労働者への労働条件の明示を要請しました（平成 25 年 3 月）

鳥取労働局では、平成 25 年 4 月から、期間を定めて契約する場合は、契約更新の基準を書面の交付により明示することが義務づけられることも踏まえ、新たに雇用される労働者が多い 4 月に向け、県下の経営者団体などに対し、労働者への労働条件の明示について協力要請を行いました。

3/4 鳥取県経営者協会



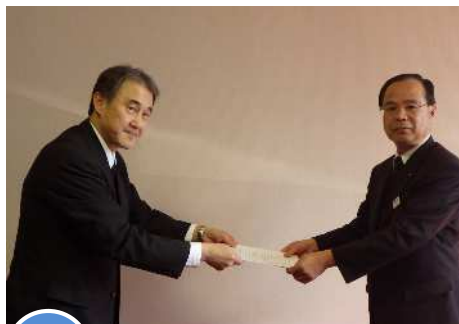
宮崎会長（左）へ要請を行う矢澤局長（右）

▼ 坂出専務理事（右）へ要請を行う
大路部長（左）



3/5 鳥取県商工会議所連合会

▼ 清水専務理事（右）へ要請を行う
大路部長（左）



3/5 鳥取県中小企業団体中央会

3/5 鳥取県商工会連合会



▲ 川口専務理事（左）へ要請を行う
大路部長（右）

3/8 鳥取県社会保険労務士会



▲ 本池会長（左）へ要請を行う
大路部長（右）